

## 三好市選挙管理委員会からのお知らせ

### 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入	お祭りへの寄附・差入
町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	<b>みんなで徹底しよう 三ない運動</b> 贈らない! 求めない! 受け取らない! これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。	落成式・開店祝等の花輪
病気見舞		お歳暮・お年賀
入学祝・卒業祝	葬儀の花輪・供花	秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

(公財) 明るい選挙推進協会

総務省 寄附の禁止

検索

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索

【お問い合わせ先】 三好市選挙管理委員会 電話 72-7604

## 農業委員会からのお知らせ

### 選挙人名簿への登録申請をお願いします

三好市農業委員会では、毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿の更新を行っています。そのため農家の皆さんには、毎年申請をしていただいています。次の登録要件をすべて満たしている方は、選挙人名簿登録申請書に必要事項を記入のうえ、平成27年1月10日までに、三好市農業委員会に提出してください。なお、選挙人名簿登録申請書は、12月下旬に発送予定です。



- 【登録資格要件】
- ▽平成27年1月1日現在、三好市に住所を有する方
  - ▽平成27年3月31日（名簿確定日）現在において満20歳以上の方（平成7年4月1日以前に生まれた方）
  - ▽次のいずれかに該当する方
    - ① 10アール以上の農地を耕作している方
    - ② ①の方と同居している親族または配偶者の方で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ▼農業経営者（主たる耕作者）の変更について
- 転出、転居、死亡などの理由で、世帯における経営者（主たる耕作者）が代わる場合には、経営者変更の届出が必要です。農業委員会において、届出をお願いします。
- ご不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。
- 【お問い合わせ先】  
三好市農業委員会事務局  
電話 72・7621

## 児童扶養手当法の一部が改正されます

### 平成26年12月から公的年金を受給している方も対象になります

これまで、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、三好市役所子育て支援課への申請が必要です。

〈児童扶養手当の月額の参考〉  
※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、三好市役所子育て支援課までお尋ねください。

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	41020円	9680円～41010円 (所得に応じて決定)
2人目	5000円を加算	同上
3人目以降	3000円を加算	同上



【新たに手当を受け取れる方】

- ▽お子さんを養育している祖父・祖母など、老齢年金が低額の方
- ▽父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している方
- ▽母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している方など

【新たに手当を受給するための手続き】

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。申請場所▽三好市役所子育て支援課  
詳しくは申請前にお電話などでご相談ください。

【お問い合わせ先】  
三好市役所子育て支援課  
児童扶養手当担当  
電話 72・7648

【支給開始日】

- ▽手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ▽平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

## コミュニティ助成事業を活用

### 地域防災組織育成助成事業で防災資機材を購入しました

財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、東川原地区住民福祉協議会（三野町）が防災活動で必要となる防災用資機材を購入しました。

この事業は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、自主防災組織またはその連合体が行う災害の被害防止活動などの整備に関する事業を対象としています。地域防災組織育成助成事業については、下記までお問い合わせください。



- 【購入資機材】
- ・ヘルメット 40個
  - ・充電式チェンソー 2台
  - ・四つ折り伸縮担架 4台
  - ・小型強力防水トランシーバー 4台
  - ・災害用毛布 6箱（5枚入り/箱）
  - ・その他防災用資機材 1式



【お問い合わせ先】 三好市役所危機管理課 電話 72-7625



池田火葬場・祖谷火葬場

平成27年1月1日はお休みさせていただきます。

お問い合わせ先

三好市役所環境課  
電話 72・3436

ごみの収集

年末年始のお休み

平成26年12月27日(土)～平成27年1月4日(日)

▼清掃センターへ直接搬入される場合は、12月27日と12月29日の9時から12時、13時から16時まで搬入を受け付けます。清掃センターへ事前にお電話してから自己搬入してください。この場合、処理手数料が掛かる場合がありますので、詳しくは清掃センターへお問い合わせください。

恐れがありますので、ご家庭で保管し、1月5日以降の収集日に出すようにしてください。

お問い合わせ先

三好市役所環境課  
電話 72・3436  
みよし広域連合清掃センター  
電話 72・0006

し尿の収集

年末年始のお休み

平成26年12月27日(土)～平成27年1月4日(日)

▼年末は非常に混み合いますので、年内に汲み取りを希望される方は、お早めに汲み取り依頼の申し込みをしてください。1月5日から平常通り収集を行います。

■ 祝日のごみ収集について

収集日

12月23日(火・天皇誕生日)  
1月12日(月・成人の日)

収集するごみ

燃やすごみ  
燃やすごみ収集地域

注意▼朝8時までにお出し

お問い合わせ先  
みよし広域連合浄化センター  
電話 78・2167

資源物集積所(集積センター)

年末年始のお休み

資源物集積所(井川・池田)  
平成26年12月29日(月)～平成27年1月3日(土)  
三野資源物集積センター  
平成26年12月31日(水)～平成27年1月3日(土)  
お問い合わせ先  
三好市役所環境課  
電話 72・3436



三好市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な方に対して修学の機会を確保し、人材を育成することを目的としています。

■ 貸与条件

① 三好市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父および母が共にいない方については、本人が三好市内に住所を有すること。

② 高等学校、高等専門学校、大学、短期大学または専門学校に在学する方(平成27年4月を基準とし、在学予定の方を含む)

③ 経済的理由により修学が困難と認められる方。

■ 奨学金貸与の流れ

経済的理由から奨学金の貸与を希望される方は、申請手続きをする必要があります。申請者は奨学生選考委員会により審査し、採用候補者を決定します。

■ 奨学金の貸与額(月額)

・高等学校 12000円  
・高等専門学校 21000円  
・大学・短期大学 44000円

■ 貸与開始

平成27年4月1日

■ 貸与期間  
在学する学校の正規の最短修業年限が修了するまでの期間

■ 奨学金の返還

貸与終了後1年を据え置き、その後10年以内に返還します。(無利子)

■ 申請方法

指定の申請書類を提出していただきます。

募集要項と申請書類一式は、教育委員会学校教育課までお問い合わせいただけます。また、三好市教育委員会ホームページ(<http://www.miyoshi.ed.jp/>)よりダウンロードすることも可能です。

■ 申込締切日

平成27年3月6日(必着)

■ お問い合わせ先

池田町サラダ1737番地1  
三好市教育委員会  
学校教育課 奨学金係  
電話 72・3555  
FAX 72・7430



市営住宅入居者募集

入居を希望される方は必要書類をご持参の上、お申し込みください(郵送不可)。

■ 公募抽選により入居決定する住宅

【申込期限：12月25日(木)17時15分】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
井川中津団地	井内西	1		公	H8
池田州津B団地	州津	1		公	S55
池田新山団地I棟	シヤマ	1		公	S57

■ 随時入居(申し込み)ができる住宅

【申し込み先着順により入居決定】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
池田中西B団地	中西	1	○	公	S48
池田中西C団地	中西	2	○	公	S50
西祖谷一字団地	一字	4	○	公	S60
西祖谷一字第2団地	一字	1	○	公	H8
西祖谷西岡団地	西岡	1	○	特	S62
西祖谷第2西岡団地	西岡	4	○	公	H4
西祖谷秘境ふるさと団地	一字	15	○	貸	H13
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公	S53
東祖谷落合団地	落合	2	○	公	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅  
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯(入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上)
- ② 障害者世帯(入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等)
- ③ 子育て世帯(同居者に義務教育就学中の子どもがいる世帯)

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下(前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください)

■ 貸付住宅の所得基準

入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区 三好市管理課 (電話 72-7681)  
三野地区 三野総合支所 (電話 77-4804)  
井川地区 井川総合支所 (電話 78-5001)  
山城地区 山城総合支所 (電話 86-1111)  
西祖谷地区 西祖谷総合支所 (電話 87-2273)  
東祖谷地区 東祖谷総合支所 (電話 88-2896)

危険な空き家を除却する場合に補助金が受けられます

三好市が定める要件に該当すれば、補助金を受けて除却工事を実施することができます。

【三好市が定める要件】

- (1) 家屋などの腐朽または破損の程度が市の定める基準を超えるもの
- (2) 家屋が倒壊すれば、道路を閉塞し通行や災害時の避難に支障を及ぼす恐れのあるもの、または近隣住宅に影響を与えるもの
- (3) 空き家であること
- (4) 家屋の主たる構造が木造であること
- (5) 新築、改築など建て替えに伴う除却でないこと
- (6) 同一敷地内に居住の実態がないこと
- (7) 除却完了から3年以内は住宅または倉庫類の建築、土地の売買または賃貸借を行わないこと

【補助金の上限額および補助率】

・上限額 80万円、補助率 2分の1以内

【お問い合わせ先】 三好市役所建設部管理課 (☎ 72-7681)

